



平成26年6月4日

特定非営利活動法人

日本データセンター協会

第7回総会セミナー

サイバー犯罪の現状と対策

～ インターネット・バンキングに係る不正送金事犯、
違法・有害情報対策への取組について ～



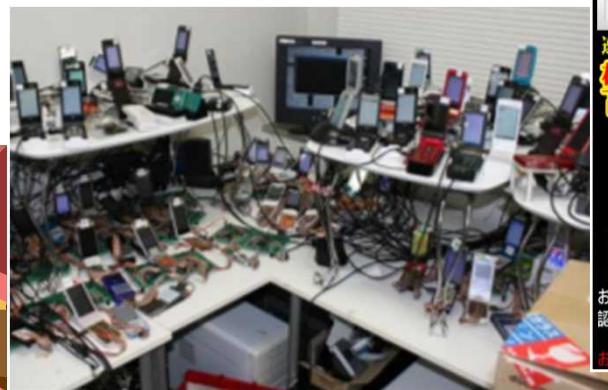
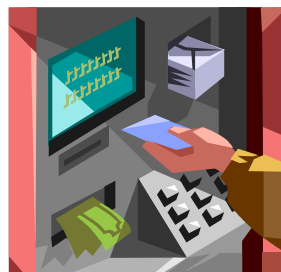
警察庁生活安全局

情報技術犯罪対策課 小谷 寛

サイバー空間の脅威

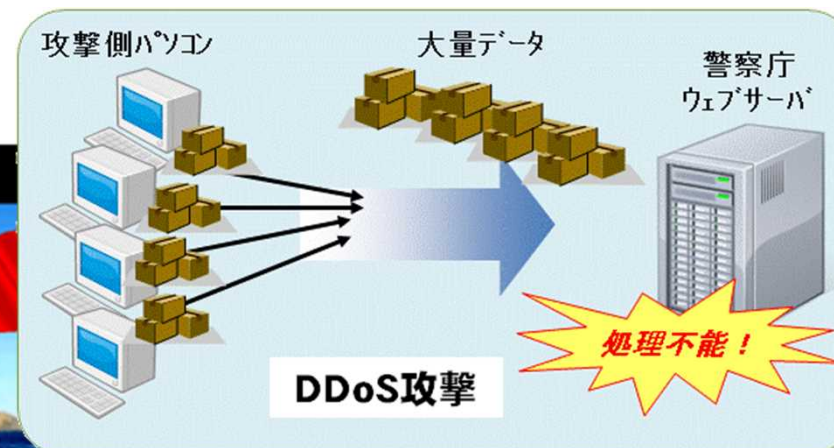
国民生活を脅かすサイバー犯罪

- 不正アクセス禁止法違反
- コンピュータ・電磁的記録対象犯罪等
- ネットワーク利用犯罪



国の重要な情報やシステムを標的としたサイバー攻撃

- サイバーテロ
- サイバーインテリジェンス



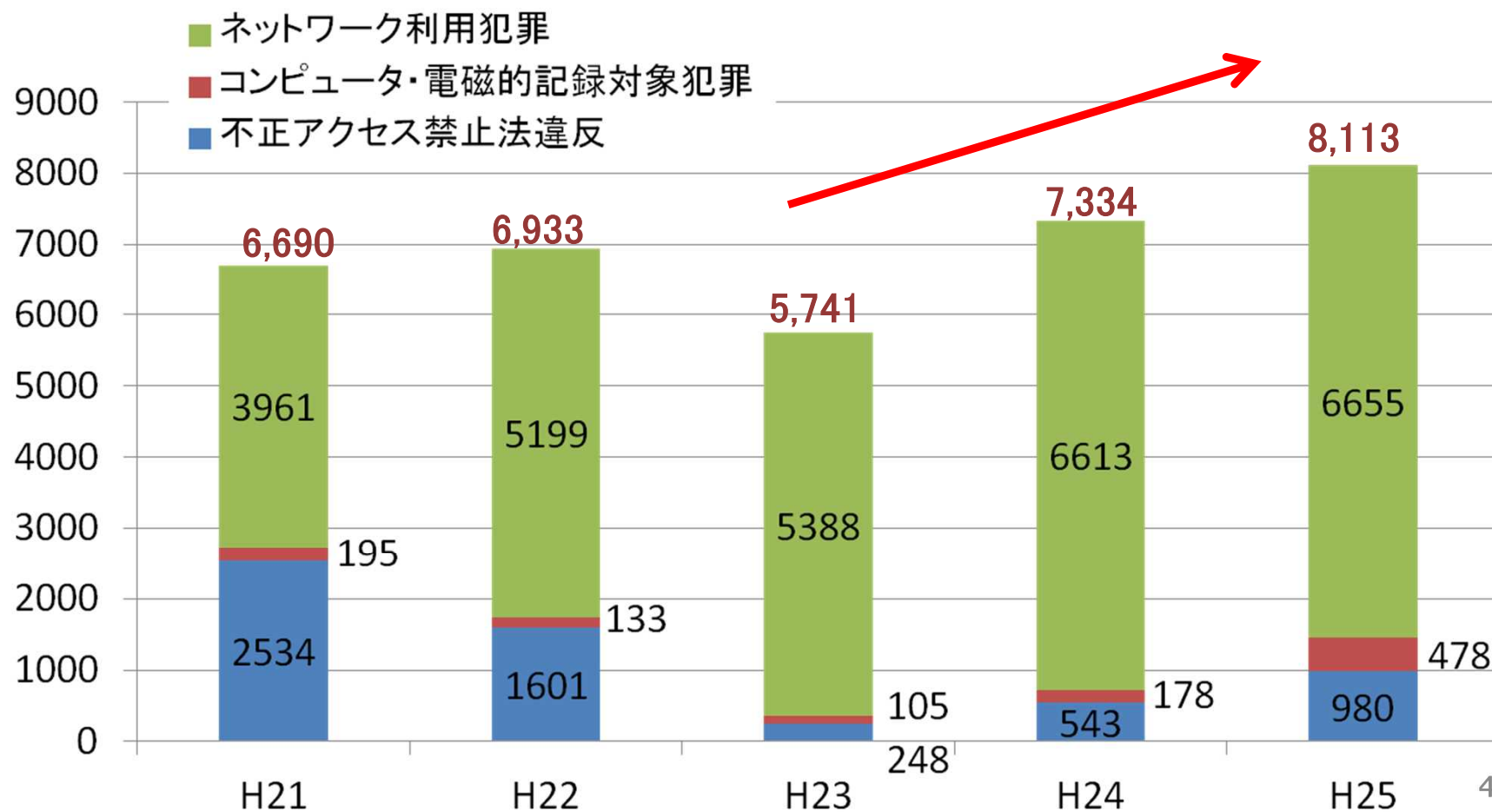
サイバー犯罪情勢

サイバー犯罪とは(警察庁の定義)

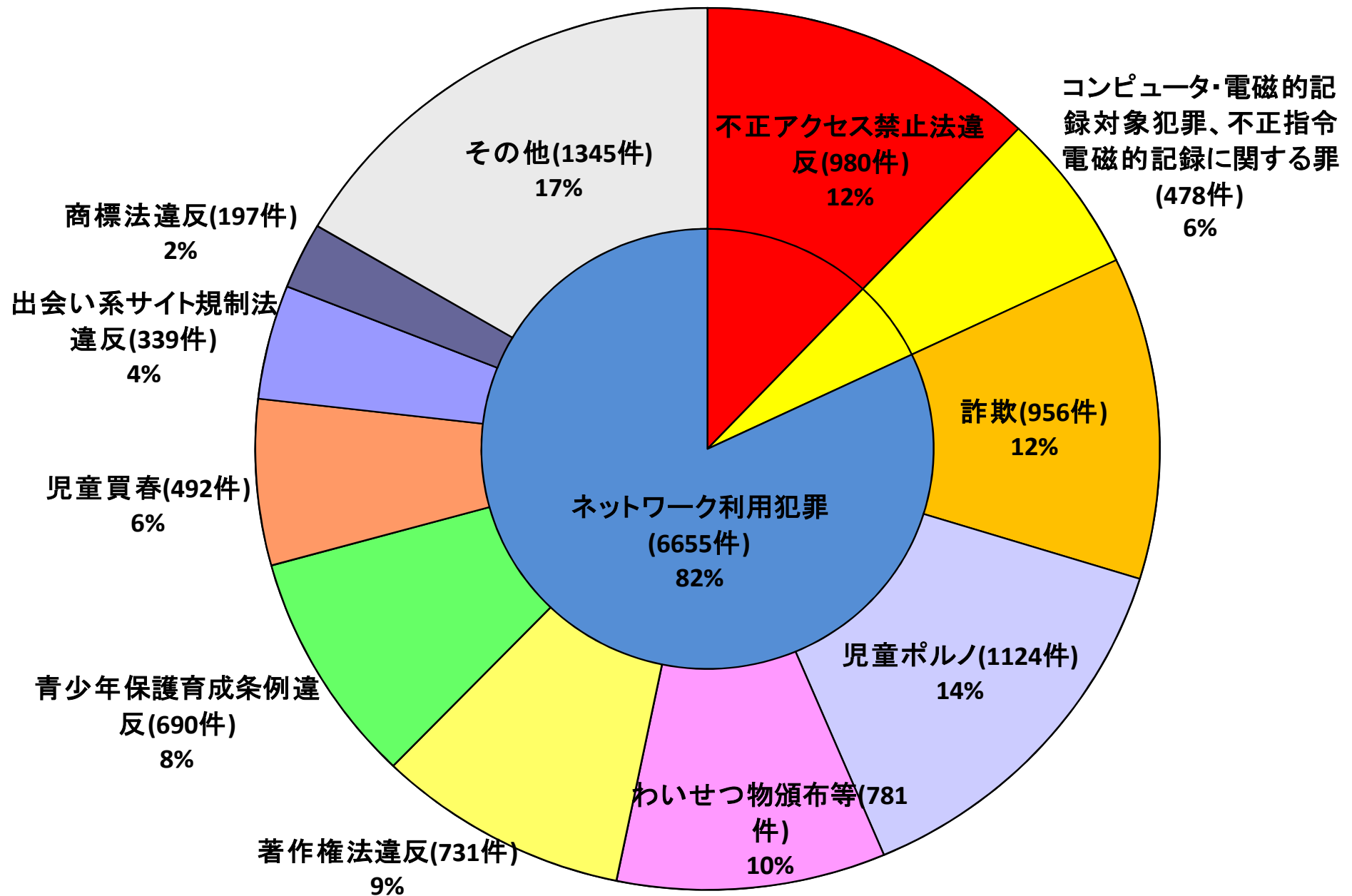
- ◆ コンピュータ・ネットワーク、コンピュータ若しくは電磁的記録に対する犯罪であって情報技術を利用するもの
 - 不正アクセス禁止法違反
 - コンピュータ・電磁的記録対象犯罪等
- ◆ コンピュータ・ネットワークを利用する犯罪
 - ネットワーク利用犯罪

サイバー犯罪の検挙状況

- 平成25年中のサイバー犯罪の検挙件数は8,113件。
- ネットワーク利用犯罪検挙件数は過去最高を記録。
- 不正指令電磁的記録に関する罪は27件(コンピュータ・電磁的記録対象犯罪等に計上)。
- 不正アクセス禁止法違反の検挙件数は980件で前年比+437件(+80.4%)。



平成25年中 サイバー犯罪の罪名別割合

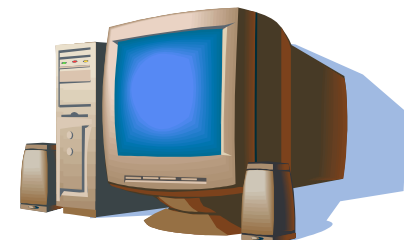


不正アクセス禁止法違反

～不正アクセス行為の禁止等に関する法律

(平11年8月13日法律第128号・改H24.3)～

- ・ 他人のパスワードを使用して不正にアクセスする行為
- ・ セキュリティホールを攻撃して不正にアクセスする行為
- ・ 他人のID・パスワードを他人に提供する行為
- ・ // 不正に取得する行為
- ・ // 不正に保管する行為
- ・ // 不正に要求する行為



具体的な不正アクセス行為の態様

○ 識別符号窃用型

他人のID・パスワードを.....

- ・ 言葉巧みに聞き出す、盗み見る
- ・ フィッシングサイト、スパイウェア・暴露ウイルス等を使用して入手する

等の行為



○ セキュリティ・ホール攻撃型



ネットワークを通じて、アクセス制御されているサーバのセキュリティの脆弱性を突いて、情報や指令を入力して不正に利用する行為



コンピュータ・電磁的記録対象犯罪

○公・私電磁的記録の不正作出・供用罪(161条の2)

○支払用カード電磁的記録に関する罪(163条の2～4)

○不正指令電磁的記録作成・提供(168条の1第1項)

○不正指令電磁的記録供用・同未遂(168条の2第1項) ウイルス罪

○不正指令電磁的記録取得・保管(168条の3)

○電子計算機損壊等業務妨害罪(234条の2)

○電子計算機使用詐欺(246条の2)

○公電磁的記録毀棄罪(258条)

○私電磁的記録毀棄罪(259条)

「不正指令電磁的記録に関する罪」の新設

平成23年6月17日、第177回国会において「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律」が成立し、同月24日に公布され、同法により新設された「不正指令電磁的記録に関する罪」について、同年7月14日に施行された。



コンピュータ・ウイルスの作成・供用等の罪

【刑法第168条の2】

作成・提供・供用：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

【刑法第168条の3】

取得・保管：2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

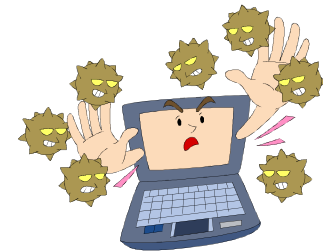
ネットワーク利用犯罪

- 犯罪の構成要件に該当する行為についてネットワークを利用した犯罪
- 構成要件該当行為ではないものの犯罪の実行に必要不可欠な手段としてネットワークを利用した犯罪



◇ 主な態様

- インターネットオークション詐欺
- ワンクリック詐欺、フィッシング詐欺
- 電子掲示板での脅迫、名誉毀損
- 出会い系サイト利用の児童買春
- 違法薬物、不正商品等販売



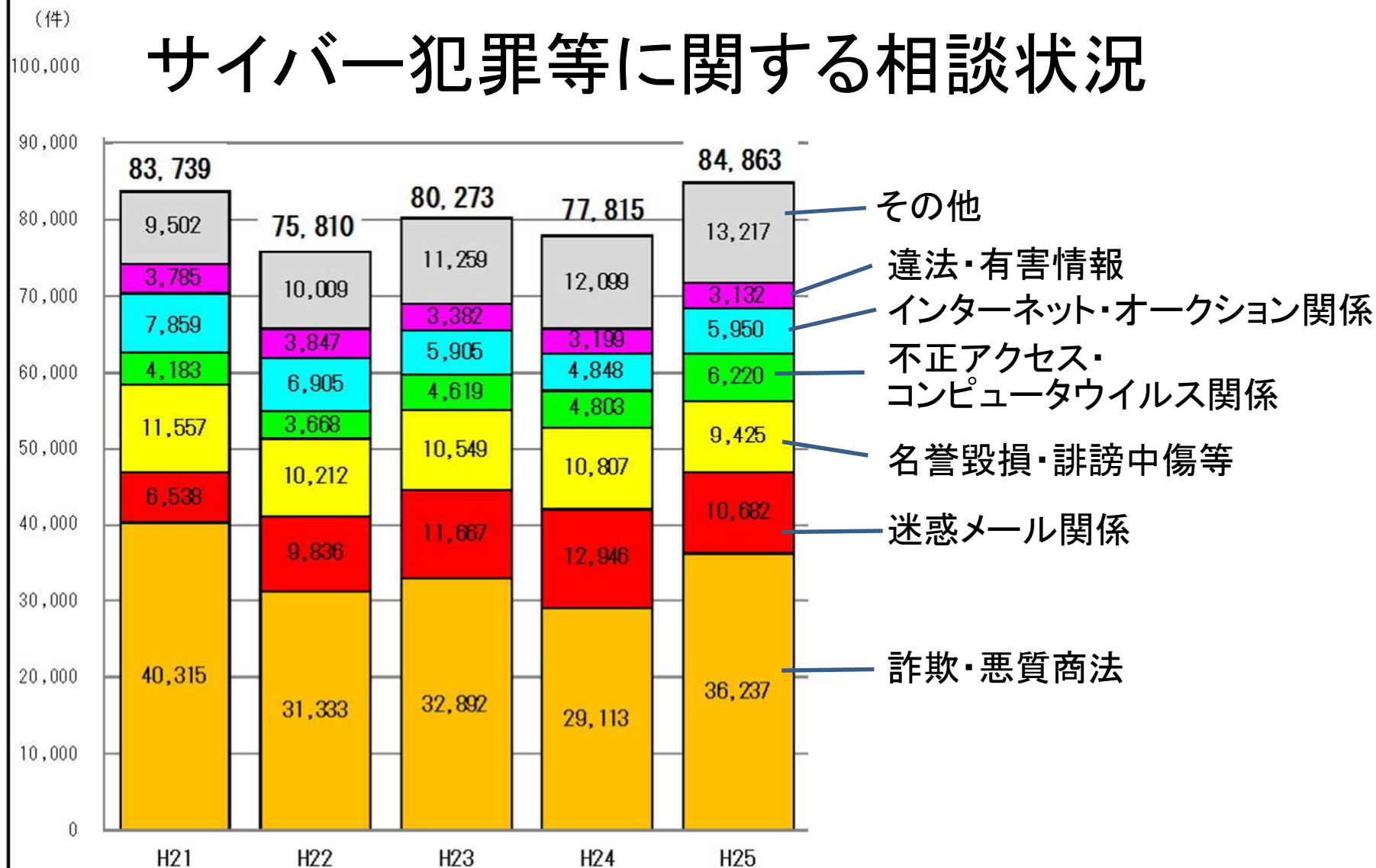
等々...



警察庁

National Police Agency

サイバー犯罪等に関する相談状況



不正

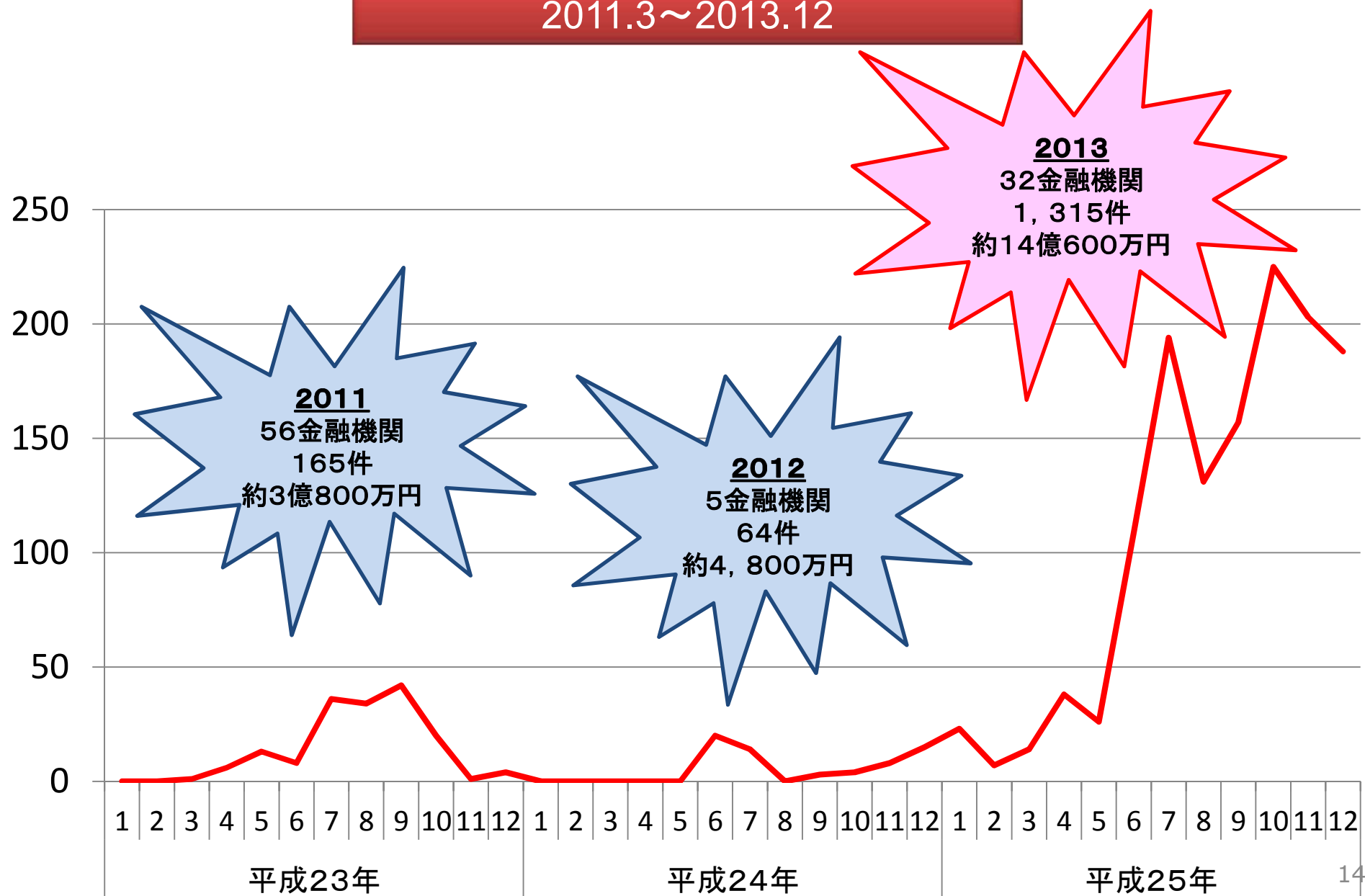
アクセス・詐欺等事件

フィッシングや、ID・パスワードを盗み取るウィルスを使う手口により、インターネットバンキング利用者の個人情報を盗み取り、不正アクセスした上で不正送金する事案が多発している。

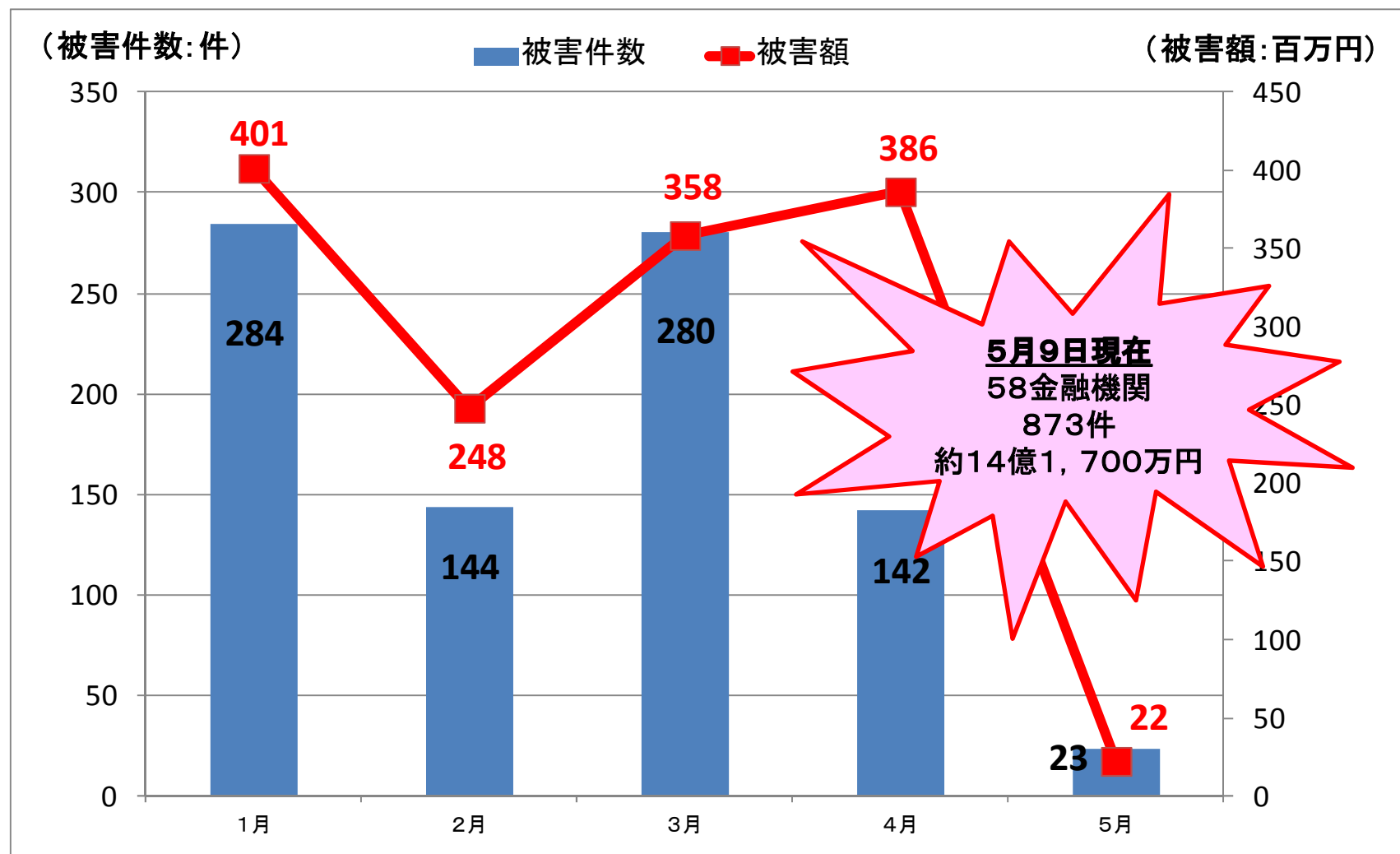
平成25年の被害総額は約14億600万円に上り、過去最大の被害であったが、平成26年は5月9日現在、**昨年の被害額を超えている。**

インターネット・バンキングに係る不正送金事犯

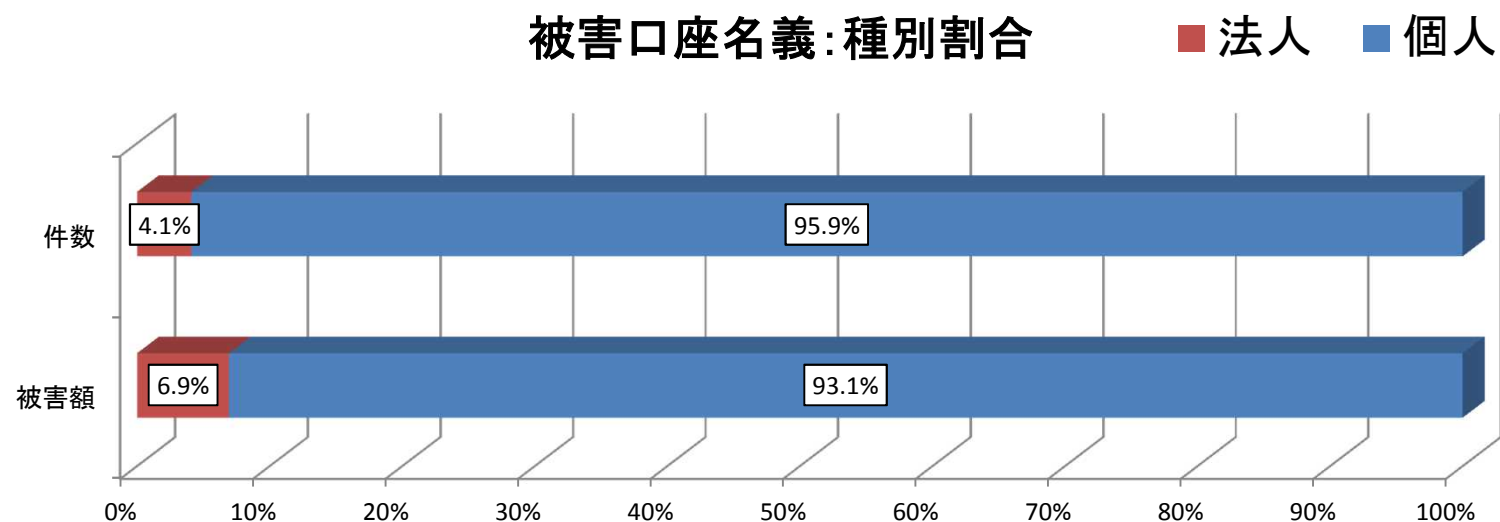
2011.3～2013.12



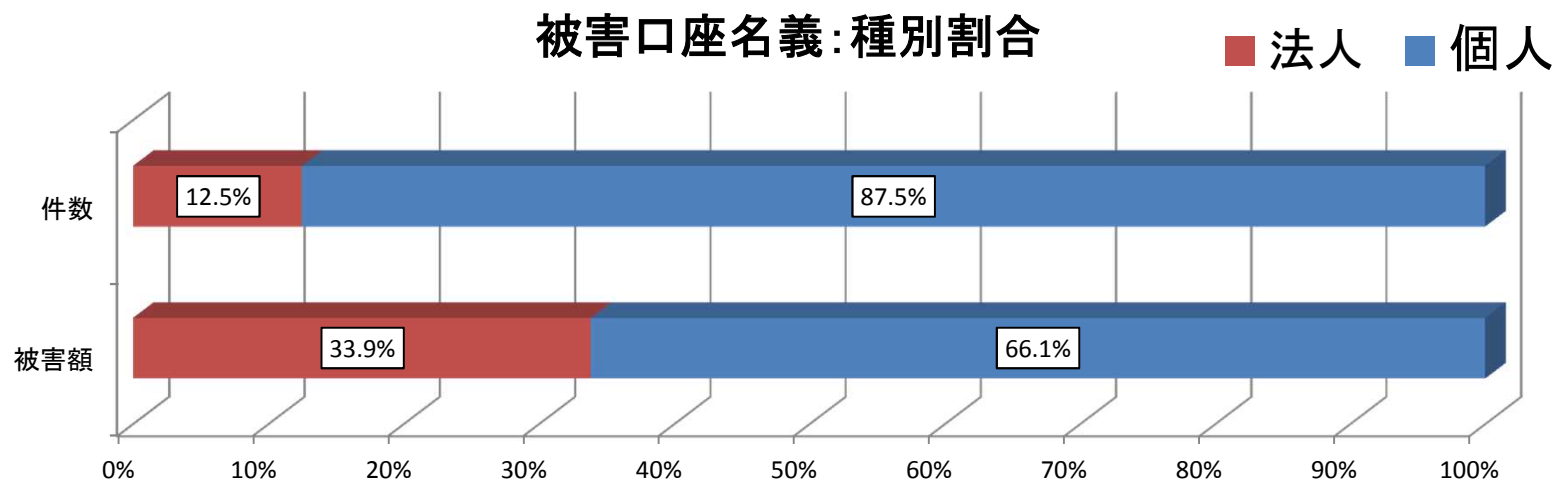
インターネット・バンキングに係る不正送金事犯



平成25年被害割合（個人・法人別）



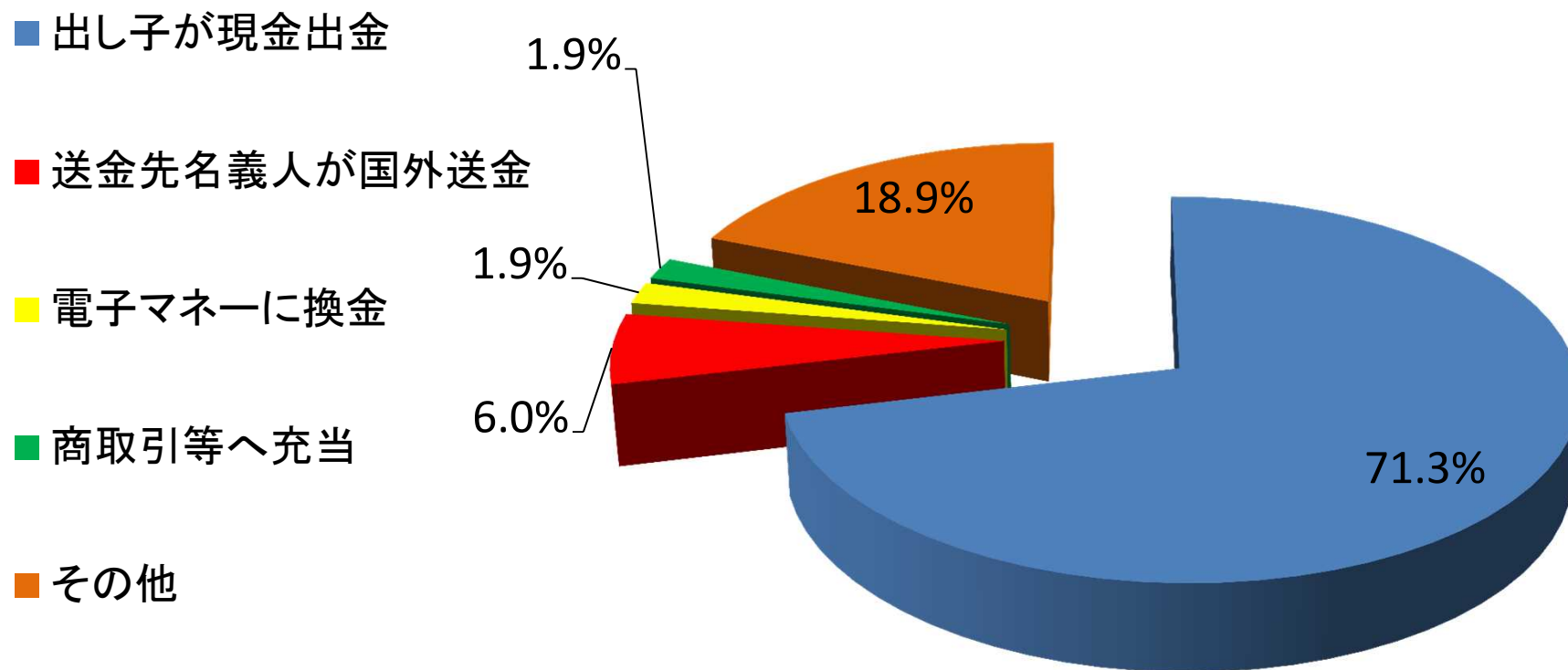
平成26年被害割合（個人・法人別）5月9日現在



◆ 不正送金等の態様(件数)

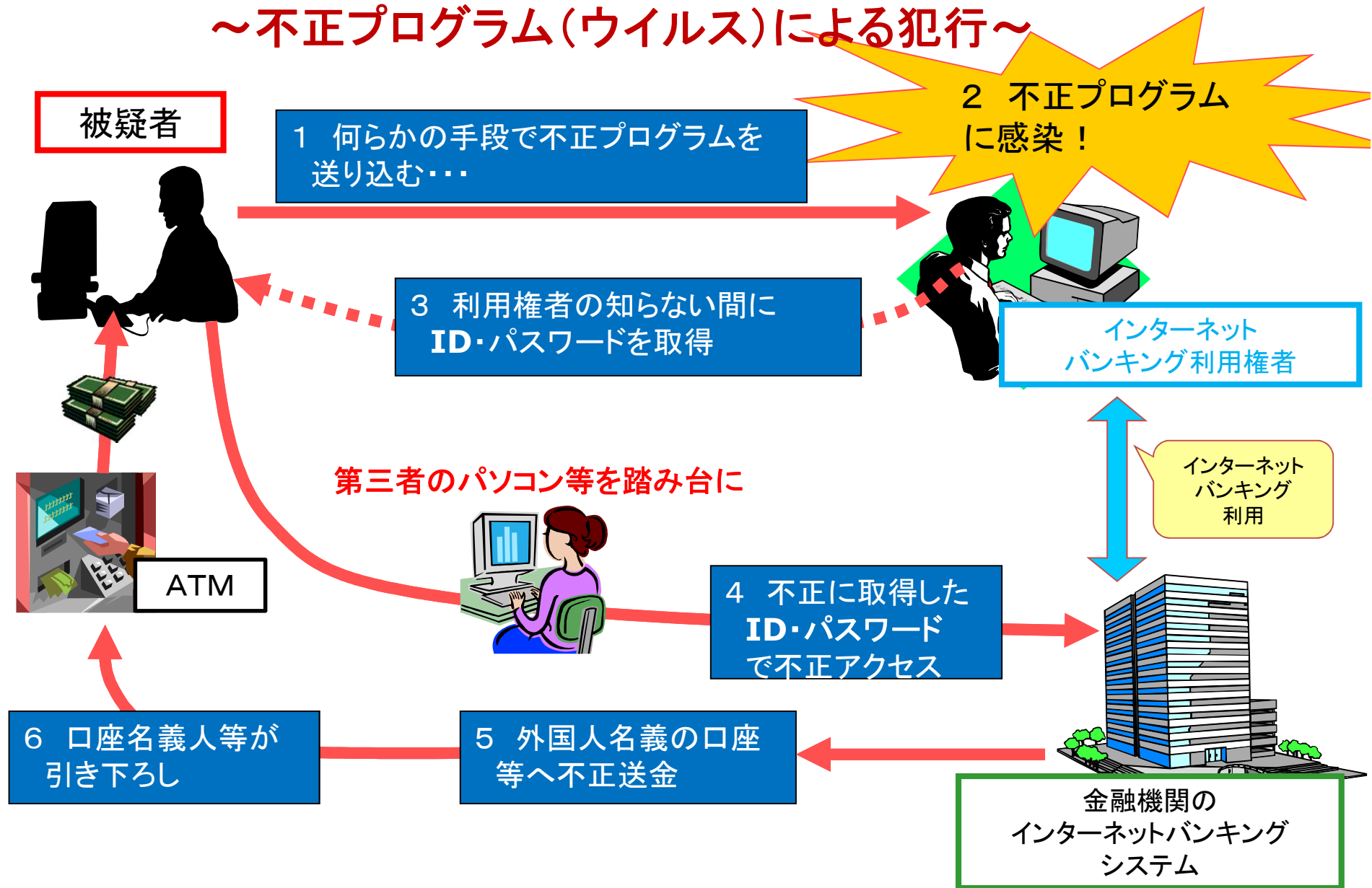
出し子による現金出金・・・・・・・・ 約70%

資金移動業者等による国外送金・・ 約6.0%



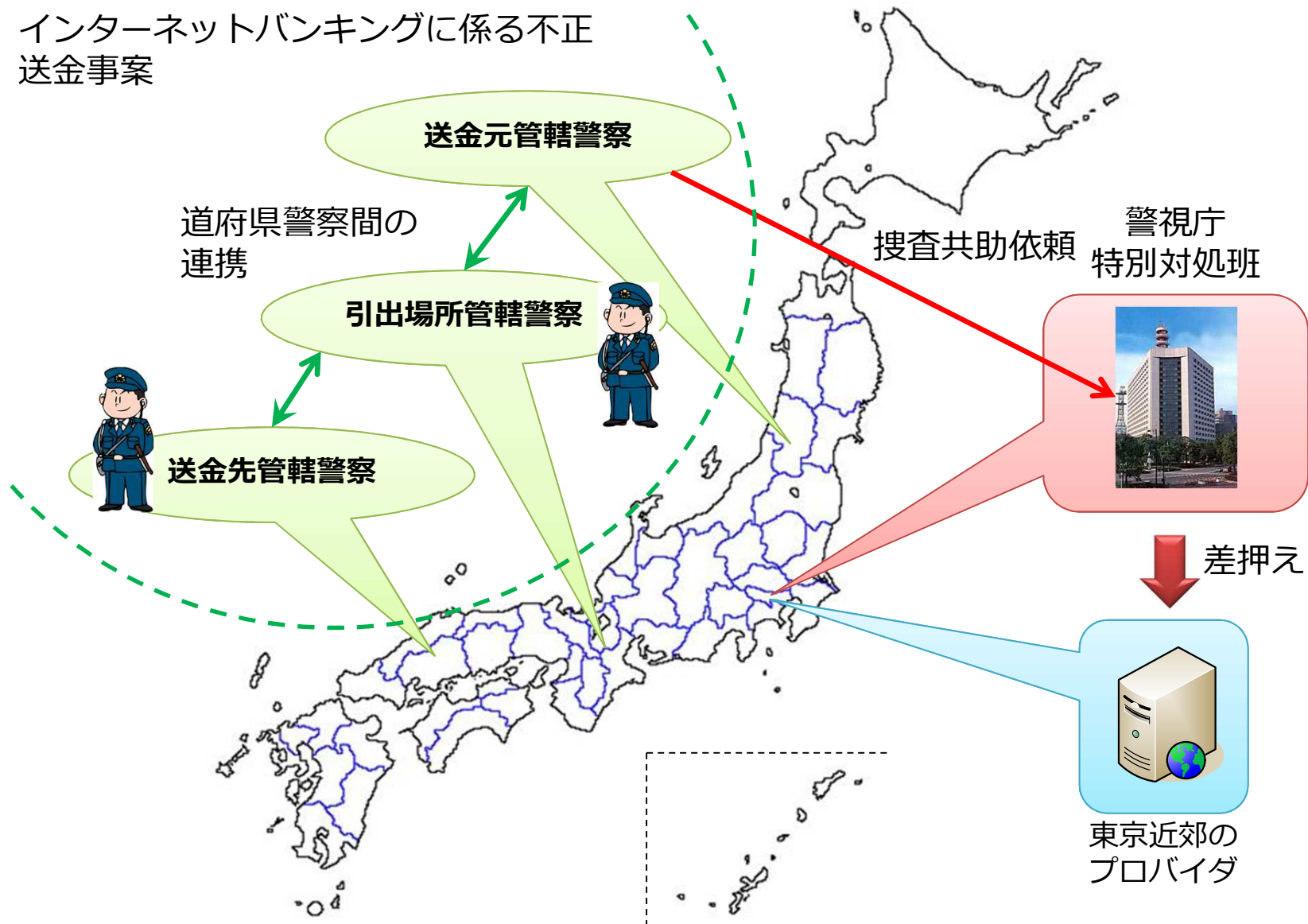
インターネット・ハンヤンプに依る不正アクセス

～不正プログラム(ウイルス)による犯行～



サイバー犯罪特別対処班による捜査共助（概略）

インターネットバンキングに係る不正
送金事案



金融機関による対策 1

<基本的な対策>

- ワンタイムパスワードの導入
- セキュリティ対策ソフトの無償配布
- インターネットからの送金限度額引上げサービスの停止
- 送金限度額の引下げ

<法人向けサービス>

- 電子証明書のセキュリティの強化
 - エクスポート機能の無効化
 - ICカード等への格納方式の採用
- 事前登録送金先以外への受付日当日送金の制限

金融機関による対策 2

＜利用者による被害防止対策の促進＞

- インターネットバンキング利用端末へのセキュリティ対策ソフトの導入と最新の状態に更新
- 基本ソフト（OS）、ウェブブラウザなど、インストールされてるソフトウェアを常に最新の状態に更新
- 不審な入力画面等が表示された場合はID・PWは入力せず、金融機関等に通報
- ワンタイムパスワードは携帯電話のメールアドレスで受信

＜法人向けサービス利用者への呼びかけ＞

- 取引申請者と承認者との間で異なる端末の利用
- 送金限度額の必要な範囲内での引き下げ
- 不審なログイン履歴がないかの確認

共同対処協定の締結～実効ある運用

- ◆ サイバー犯罪の認知、捜査、再発防止等における警察と民間事業者の連携強化を図ることを目的に共同対処協定を締結

➡ 速やかな被害実態の把握

- 事案の発生（発見）日時、ログイン日時、
- 使用されたID・IPアドレス、被害の有無等
現在の状況、既に講じた措置等

➡ 警察への通報

確実に警察に通報を！

警察は民間事業者の円滑な事業運営に配慮しつつ
必要な捜査協力を得ることにより積極的に事件化

2 インターネット上の広告業界との連携による

違法・有害情報対策

◆ 趣旨

インターネット上の違法・有害情報対策として、警察による取締りと合わせて、インターネット・ホットラインセンター(IHC)を通じた情報の削除依頼等、関係機関・団体と連携した取組を推進中

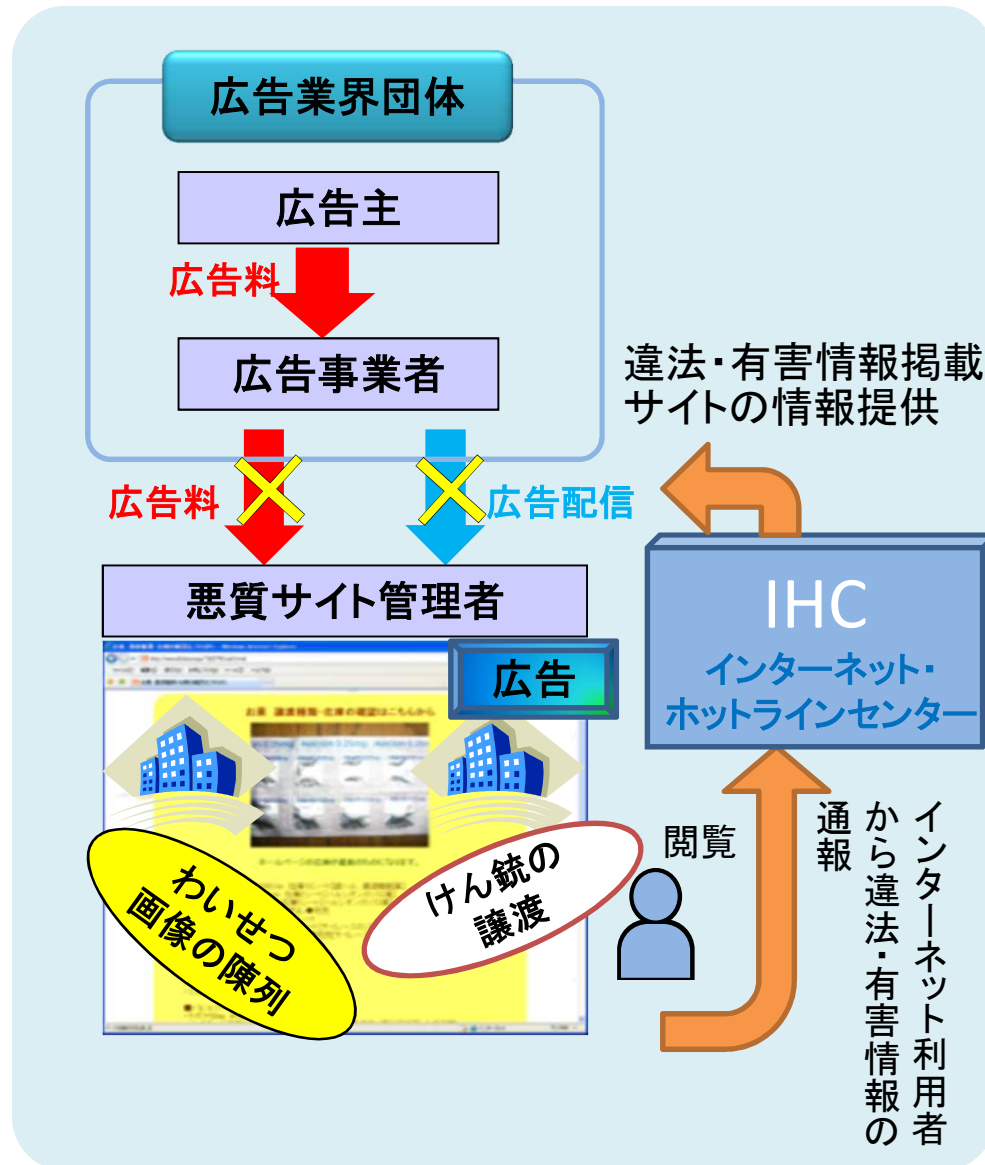


広告料収入を目的にアクセス数を確保するために違法・有害情報を掲載するサイト管理者が存在。

インターネット上の広告業界に対し、IHCの削除依頼に応じない悪質サイトの情報を提供することにより、広告事業者の契約上の規約等に基づき、自主的に悪質サイトへの広告配信停止等の措置を講じ、悪質サイトの減少を図るもの。

平成26年3月24日から(IHCからの情報提供開始)

インターネット上の広告業界との連携による違法・有害情報対策について



具体的取組

違法・有害情報の削除依頼に応じない悪質サイトのURL等を情報提供



- 広告事業者の、契約時における審査、定期的なコンテンツチェック等による違法情報、公序良俗に反する情報の排除



- ◆ 広告事業者がそれぞれ策定している契約約款、規約等に基づき、違法・有害情報掲載サイトに広告を発見した場合の広告配信停止、広告料支払い差止め等の措置

3 海外の偽サイト等に係る被害拡大防止対策

趣旨

○海外のサーバを通じてインターネット上に掲載された、実在する企業のサイトを模したサイトやインターネットショッピングに係る詐欺、偽ブランド品販売を目的とするサイト（以下「海外の偽サイト等」という。）に係る被害が多発。

○被害拡大防止の観点から、各都道府県警察が相談等を受理した海外の偽サイト等に係るURL情報等を警察庁に集約し、ウイルス対策ソフト事業者等に提供することにより、海外の偽サイト等を閲覧しようとする利用者のコンピュータ画面に警告表示等を行うもの。

提供情報

○ 以下に該当する海外の偽サイト等の名称、URL等を提供

- ◆ 各都道府県警察が相談・被害届を受理した海外の偽サイト等に係る情報
- ◆ 消費者庁に寄せられた海外の偽ブランド品販売サイト等に係る情報
- ◆ ブランドメーカーから事業者団体を通じて寄せられた海外の偽ブランド品販売サイトに係る情報

※平成25年12月24日から提供開始

情報提供の相手方

ウイルス対策ソフト事業者（9社）

- ① BBソフトサービス株式会社
- ② 株式会社カスペルスキー
- ③ キヤノンITソリューションズ株式会社
- ④ 株式会社シマンテック
- ⑤ 株式会社セキアブレイン

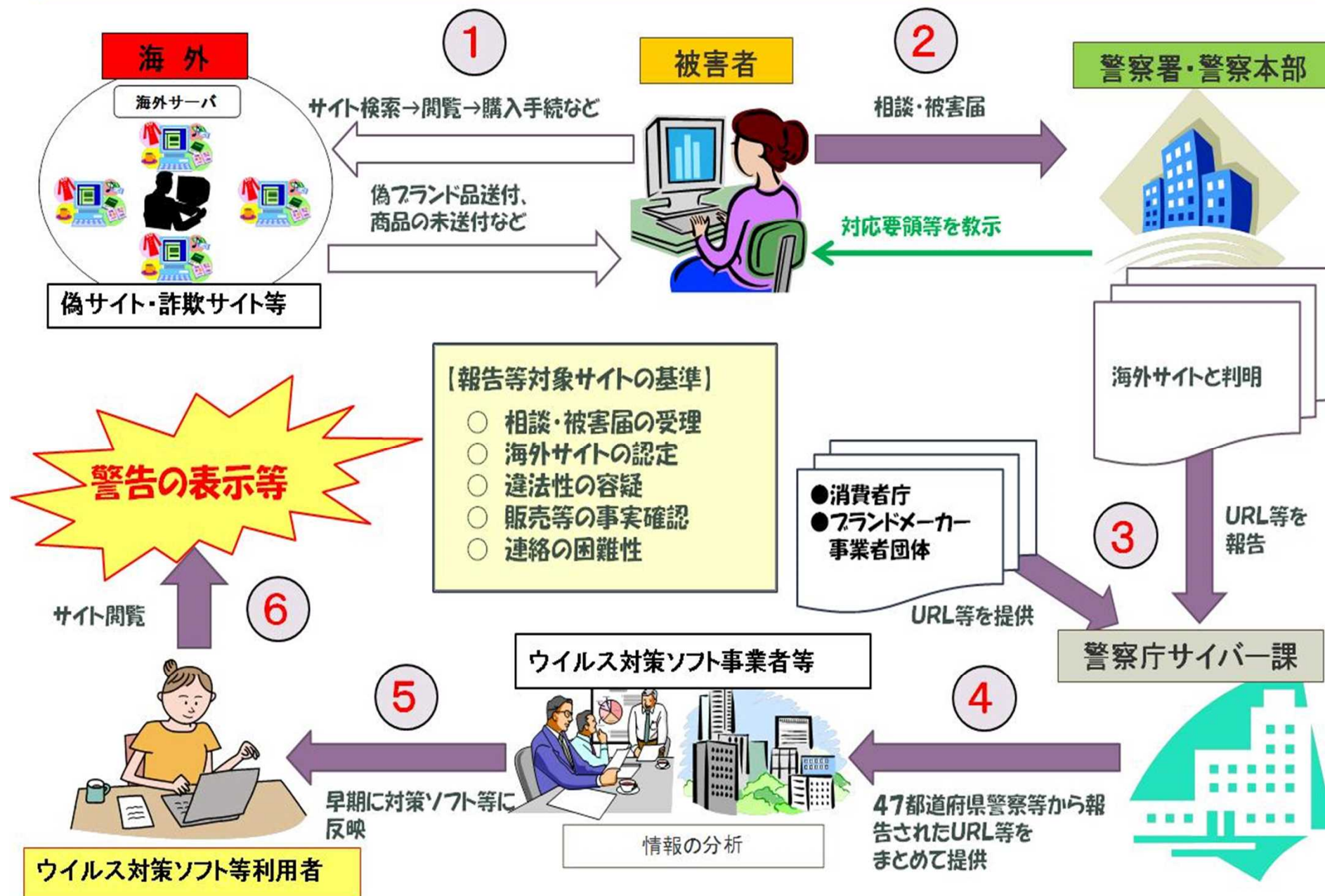
- ⑥ ソースネクスト株式会社
- ⑦ トレンドマイクロ株式会社
- ⑧ マカフィー株式会社

- ⑨ ジー データ ソフトウェア
G DATA Software株式会社

フィルタリング事業者（2社）

- ① アルプスシステムインテグレーション株式会社
- ② デジタルアーツ株式会社

海外の偽サイト等に係る被害拡大防止対策





警察活動に御協力をお願いします。



ご清聴ありがとうございました。